

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案」及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案」の概要

令和6年10月31日
環境省 環境再生・資源循環局
総務課 制度企画室

1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令案の概要

- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）附則第1条第2号に定める規定の施行期日は、令和7年2月1日とする。

2. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案の概要

(1) 背景

- 1. の施行期日から施行される規定のうち、法第10条第1項では、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するものを「特定産業廃棄物処分業者」と定義している。
- このため、特定産業廃棄物処分業者の要件を政令で定める必要がある。

(2) 特定産業廃棄物処分業者の要件

- 特定産業廃棄物処分業者の要件は、①・②のいずれかに該当することとする。
 - ① 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。②において同じ。）を行った産業廃棄物の数量が1万トン以上であること。
 - ② 当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が1,500トン以上であること。

(3) 施行期日等

- この政令は、令和7年2月1日から施行することとする。

以上